

## 関市告示第 8 4 号

関市認知症カフェ補助金交付要綱を次のように定める。

平成 3 0 年 3 月 2 2 日

関市長 尾 関 健 治

### 関市認知症カフェ補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、認知症の者及びその家族が住み慣れた地域で暮らしていくために、認知症の者、その家族、地域住民等が互いに交流し、認知症についての理解を深めること等を目的として行う認知症カフェ事業（以下「認知症カフェ事業」という。）を実施する事業者に対し、予算の範囲内で関市認知症カフェ補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において「認知症カフェ」とは、次に掲げる要件を全て満たす集いをいう。

- (1) 関市内において開催すること。
- (2) 認知症の者、その家族、地域住民等が気軽に集える場所で開催すること。
- (3) 1 回につき 2 時間以上かつ 2 月につき 1 回以上開催すること。
- (4) 認知症の者又はその者を介護をしている者の参加が 1 回につき 3 人以上であること。
- (5) 次に掲げる認知症に係る専門知識を有する者を 1 人以上配置すること。
  - ア 医師
  - イ 看護師
  - ウ 保健師

- エ 社会福祉士
- オ 精神保健福祉士
- カ 介護福祉士
- キ 介護支援専門員
- ク 認知症地域支援推進員
- ケ 岐阜県キャラバン・メイト養成研修修了者
- コ その他市長が必要と認める者

(6) 様々な立場の参加者が互いに交流できる内容とすること。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、認知症カフェ事業で、営利活動、宗教的活動、政治的活動その他不当な活動を目的としないものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、市内で補助事業を実施する事業者で、当該補助事業に関し国、地方公共団体、社会福祉協議会その他これらに類する団体から補助金その他これに相当するものの交付を受けていないものとする。ただし、県から岐阜県認知症カフェ開設事業費補助金交付要綱（平成28年9月12日岐阜県制定）に基づく岐阜県認知症カフェ開設事業費補助金の交付を受ける場合にあっては、この限りでない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、認知症カフェの実施に必要な経費で、次に掲げるものとする。

- (1) 報償費
- (2) 需用費
- (3) 役務費
- (4) 使用料及び賃借料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める経費

2 補助金の額は、補助対象経費の額とする。ただし、認知症カフェ1回につき5,000円を限度とし、1年度につき60,000円を限度とする。

3 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額と

する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者(以下「申請者」という。)は、関市認知症カフェ補助金交付申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 関市認知症カフェ事業(変更)計画書(別記様式第2号)

(2) 収支(変更)予算書(別記様式第3号)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、認知症カフェを実施する年度の4月1日から10月31日までの間にすることができる。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付するかどうかを決定し、関市認知症カフェ補助金交付(不交付)決定通知書(別記様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(申請の内容の変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、7条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた後に申請の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、関市認知症カフェ補助金交付申請変更(中止)承認申請書(別記様式第5号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 関市認知症カフェ事業(変更)計画書(別記様式第2号)

(2) 収支(変更)予算書(別記様式第3号)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(変更等の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、関市認知症カフェ補助金交付申請変更(中止)承認(不承認)通知書(別記様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了の日から7日以内又は補助事業完了の日が属する年度の3月31日のいずれか早い日まで

に、関市認知症カフェ補助金実績報告書兼補助金精算報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1） 関市認知症カフェ事業実績書（別記様式第8号）

（2） 収支決算書（別記様式第9号）

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条に規定する書類を受領したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、関市認知症カフェ補助金額確定通知書（別記様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付等）

第12条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後に、補助金を交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 前項ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとする者は、第6条第1項の規定により申請する際に、関市認知症カフェ補助金交付申請書に概算払を必要とする理由を付して、市長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、関市認知症カフェ補助金精算（概算）払請求書（別記様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は期限を定めて既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（1） 前条の補助金の額の確定の結果、当該額が既に交付した補助金の額を下回るとき。

（2） 補助事業者がこの告示の規定に違反したとき。

（3） 補助事業者が偽りその他不正の行為により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。

（4） 前3号に掲げるときのほか、市長が補助金の交付を適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消

し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるときは、関市認知症カフェ補助金交付決定取消（返還）通知書（別記様式第12号）により補助事業者へ通知する。

（留意事項）

第14条 補助事業者は、次に掲げる事項に留意して認知症カフェを実施しなければならない。

- （1） 認知症カフェ参加者の個人情報の保護及びプライバシーの尊重に万全を期すものとし、正当な理由なく業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
- （2） 茶菓子等を提供するときは、衛生管理に十分留意すること。
- （3） 認知症カフェの周知を積極的に行うとともに、地域住民が参加しやすい場所や日程、内容の工夫を行うこと。
- （4） 本市と協働して認知症施策の推進に努めること。
- （5） 認知症カフェを実施する年度の翌年度以後も認知症カフェを継続できるように努めること。

（委任）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

この告示は、令和6年3月31日に限り、その効力を失う。

附 則（平成31年3月29日関市告示第89号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月5日関市告示第63号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和3年3月5日から施行する。